施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業

(3)　「浮縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法

(4)　「底縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2　操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、とらふぐを目的とした操業をしてはならない。

区域	漁法	期間
A海域 最大高潮時海岸線上島根山口両県界から北西の線以東の規制海域。	浮縄	平成二十五年四月一日から十二月九日まで及び平成二十六年三月二十一日から三月三十一日まで
	底縄	平成二十五年四月一日から八月三十一日まで
B海域 長崎県壱岐市以北の東経百二十九度四十分以東及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。	浮縄	平成二十五年四月一日から十一月三十日まで及び平成二十六年三月二十一日から三月三十一日まで
	底縄	平成二十五年四月一日から八月三十一日まで
C海域 長崎県壱岐市以北の東経百二十九度四十分以西及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以西の規制海域。ただし、D海域及びE海域を除く。	浮縄	平成二十五年四月一日から九月三十日まで及び平成二十六年三月二十一日から三月三十一日まで
	底縄	平成二十五年四月一日から九月三十日まで
D海域 北緯三十三度四分の線、北緯三十三度三十分の線、東経百二十九度十分の線及び東経百二十九度二十分の線により囲まれた規制海域。	浮縄	平成二十五年四月一日から十月三十一日まで
	底縄	平成二十五年四月一日から十月三十一日まで
E海域 長崎県長崎市大立神灯台より熊本県天草市魚貫埼を結ぶ線以東の規制海域。	浮縄	平成二十五年四月一日から十月三十一日まで
	底縄	平成二十五年四月一日から十月三十一日まで

（表中の緯度・経度は日本測地系）

3　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長二十五センチメートル（ただし、前条の表の上欄に掲げるE海域並びに次に記載したア、イ、ウ、エ及びオの各点を結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域については二十センチメートル）以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

点の位置

ア　山口県下関市大字吉母毘沙の鼻突端

イ　アと下関市蓋井島北端を結んだ線上アの点から二千メートルの点

ウ　福岡県北九州市小倉北区大藻路岩灯標

エ　山口県下関市六連島灯台

オ　エの点から真方位九十度の線と最大高潮時海岸線との交点

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十五年三月十三日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十五年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２８７４号

東京都新宿区四谷２丁目８番地　コーポクローバ瀬尾903号

債務者　フル・メディア株式会社

代表者代表取締役　小池　満

1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　嵯峨谷　厳

4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４５８号

神奈川県横須賀市大矢部３丁目25番13号

債務者　有限会社飛沢造園

代表者代表取締役　飛澤　繁雄

1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菊地和加子

4　破産債権の届出期間　平成25年４月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４８９号

東京都台東区東上野１丁目19番12号

債務者　株式会社三榮情報開発

代表者代表取締役　石崎　紀明

1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　新井　由紀

4　破産債権の届出期間　平成25年４月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後２時

東京地方裁判所民事第20部